

広島県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年四月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道佐木島線	三原市鷺浦町向田野浦三三三四番二地先から 三原市鷺浦町向田野浦三二八五番二地先まで	平成二八年四月一日